

**玉名市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)
2018年～2030年**

**玉名市
2018年2月**

目次

| | |
|---|----|
| はじめに | 1 |
| 1 地球温暖化対策実行計画が必要である理由..... | 1 |
| (1) 地球温暖化の仕組み..... | 1 |
| (2) 地球温暖化の問題と影響..... | 1 |
| 2 地球温暖化防止に向けた取り組み..... | 2 |
| (1) 国際的な取り組み..... | 2 |
| (2) 日本の取り組み..... | 2 |
| (3) 本市の取り組み..... | 3 |
| 第1章 計画に関する基本的事項..... | 4 |
| 1 本計画の目的 | 4 |
| 2 上位計画や関連計画との位置付け..... | 4 |
| 3 本計画の期間、見直し予定時期..... | 5 |
| 4 計画改定の方針 | 5 |
| 5 計画の対象 | 6 |
| (1) 本計画の対象とする範囲..... | 6 |
| (2) 対象とする温室効果ガスの種類..... | 6 |
| 第2章 本市における温室効果ガスの排出量等の現状..... | 7 |
| 1 温室効果ガス総排出量の算定範囲及び算定方法..... | 7 |
| 2 温室効果ガス総排出量等の状況..... | 8 |
| 3 2013（平成 25）年度（基準年度）の資源やエネルギーの使用状況と温室効果ガスの排出量..... | 10 |
| 第3章 温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標の設定..... | 11 |
| 1 目標設定の考え方..... | 11 |
| 2 目標設定の算定フロー..... | 12 |
| 3 温室効果ガス削減目標達成に向けた各種取り組みによる削減ポテンシャルの算定 13 | |
| (1) 公共施設等マネジメントによる施設の統廃合による削減ポテンシャル..... | 13 |
| (2) 設備更新による削減ポテンシャル..... | 13 |
| (3) 運用改善による削減ポテンシャル..... | 15 |
| (4) 電力の CO ₂ 排出係数の低減による削減ポテンシャル | 16 |
| 4 温室効果ガス削減目標達成に向けた各種取り組みによる削減ポテンシャル..... | 17 |
| 5 温室効果ガスの総排出量に関する削減目標..... | 18 |

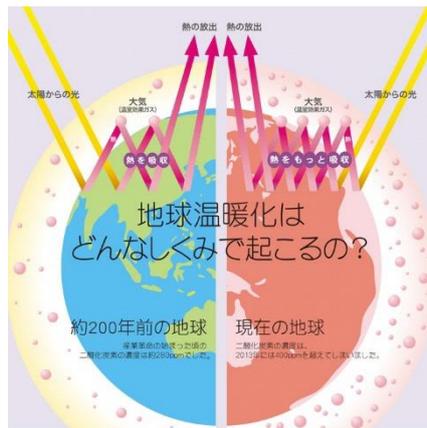
| | |
|----------------------------------|----|
| 第4章 目標達成に向けた取り組み | 21 |
| 1 市全体としての取り組み方針 | 22 |
| (1) 公共施設等マネジメントによる施設の統廃合への取り組み方針 | 22 |
| (2) 日常業務中での取り組み方針 | 22 |
| 2 施設管理者としての取り組み | 24 |
| (1) 設備更新への取り組み | 24 |
| (2) 運用改善への取り組み | 25 |
| 3 職員としての取り組み | 27 |
| (1) 日常業務中での取り組み | 27 |
| 4 その他総合的な取り組み | 28 |
| (1) (仮称) 玉名市環境配慮契約基本方針の策定の検討 | 28 |
| (2) 環境に配慮した行動 | 29 |
| 第5章 計画の進捗管理の仕組み | 32 |
| 1 推進体制・点検体制 | 32 |
| 2 進捗管理の仕組み | 33 |
| 3 計画の点検・評価 | 34 |
| (1) 点検・評価の方法 | 34 |
| (2) 点検・評価の項目 | 34 |
| (3) 公表 | 34 |
| 第6章 資料編 | 35 |
| 1 対象とする組織及び施設 | 35 |
| 2 関連するマーク | 39 |

はじめに

1 地球温暖化対策実行計画が必要である理由

(1) 地球温暖化の仕組み

地球は、太陽の放射するエネルギーによって暖められる一方、熱の一部を宇宙に放出することで冷やされています。地球が宇宙に放出する熱エネルギーの一部を吸収し、温室のように地球を暖める性質を持つガスを「温室効果ガス*」と言います。地球の平均気温は、この温室効果ガスにより生物の生存に適したおよそ 15℃に保たれています。



▲全国地球温暖化防止活動推進センターHPより

(2) 地球温暖化の問題と影響

地球温暖化は、人間活動によって大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることで地表面の温度が上昇する現象であり、最も重要な環境問題の一つとされています。

地球温暖化の影響として、既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されており、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。

2015（平成 27）年 3 月に中央環境審議会により取りまとめられた「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について」によると、我が国においては「水稲」、「果樹」、「病虫害・雑草」、「洪水」、「高潮・高波」、「熱中症」等の 9 つの事項について特に重大性が大きく、緊急性及び確信度が高いと報告されています。

上記を踏まえ、地方公共団体においては、地域住民の生活に関連の深い様々な施策を実施していることから、地域レベルで気候変動及びその影響に関する観測・監視を行い、その地域の気候変動の影響評価を行うとともに、その結果を踏まえて、関係部局間で連携し推進体制を整備しながら、総合的かつ計画的に温暖化対策に取り組むことが重要であるとされています。

* 温室効果ガス

温室効果ガスには、二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボン・パーフルオロカーボン・六ふっ化硫黄、三フッ化窒素がある。二酸化炭素は地球温暖化に及ぼす影響がもっとも大きく、石炭や石油の消費、セメントの生産などにより大量に放出される。

GHG（Green House Gas の略。）とも呼ばれる。

2 地球温暖化防止に向けた取り組み

(1) 国際的な取り組み

地球温暖化防止に関する国際的な対策として、1992（平成 4）年に国連気候変動枠組条約が採択され、世界中の多くの国がこれに署名を行い、1994（平成 6）年にこの条約が発効されました。

これを受けて国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）が 1995（平成 7）年から始まり、1997（平成 9）年には、地球温暖化防止京都会議（COP3）が開催され、京都議定書が採択されました。

2015（平成 27）年には、フランス・パリにおいて COP21 が開催され、パリ協定が採択されました。パリ協定には、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国の分け隔てなく全ての国が参加することなどを規定しています。

(2) 日本の取り組み

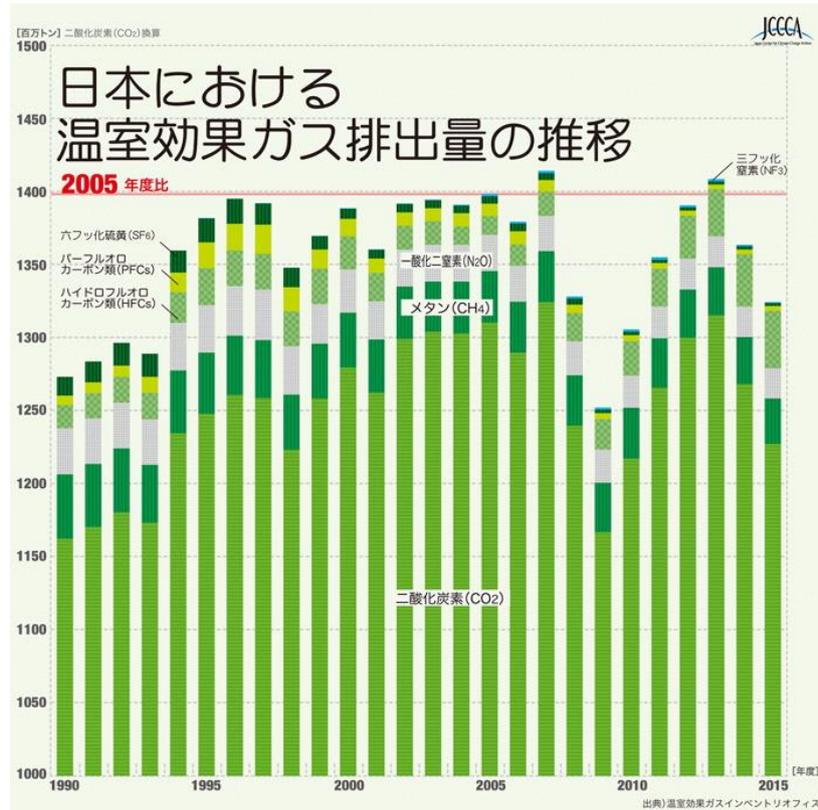
上述した国際的な動きを受けて、我が国では 1999（平成 11）年 4 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行されました。具体的な取り組みについては、「地球温暖化対策推進大綱」が策定され、京都議定書の発効を受けて、2005（平成 17）年 4 月に「京都議定書目標達成計画」が定められました。

これまで官民を挙げてエネルギーの効率的利用に努めてきたことで、我が国の人口一人当たりの二酸化炭素排出量は、先進国の中では最も低いグループに属しています。2013（平成 25）年度に増大したものの、省エネルギーの進展、再生可能エネルギーの導入拡大により、ここ数年減少傾向に転じています。

温室効果ガスの排出抑制については、持続可能な開発の考えに沿って経済の安定的発展を図りながらも、地球温暖化への影響の重大さ及びその抑制対策等を総合的に勘案して実施すべきものであり、温室効果ガスの排出量の安定化を早急に達成する必要があります。

上記を踏まえ、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条の規定に基づき、すべての地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出を抑制するための実行計画を策定することが義務づけられました。

政府は、2015（平成 27）年 7 月に開催した地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガス削減目標を、2013（平成 25）年度比で 26.0%減、（2005（平成 17）年度比で 25.4%減）とする「日本の約束草案」を決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。また、同年 12 月のパリ協定の採択を受け、開催した地球温暖化対策推進本部において「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、我が国唯一の地球温暖化に関する総合的な計画として、2017（平成 29）年 3 月に「地球温暖化対策計画」を策定しました。



▲全国地球温暖化防止活動推進センターHPより

(3) 本市の取り組み

進行する地球温暖化を防止するために、国際的・国家的な取り組みを踏まえ、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条の規定に基づき、玉名市環境基本計画を上位計画とする「玉名市地球温暖化対策推進実行計画」を2008（平成20）年3月に策定しました。

この計画では、より具体的で地域性に合った独自の取り組みをすることができるという立場を活かし、温室効果ガスを直接的に排出する原因となる燃料及び電力使用量等を抑制するとともに、本市が環境行動に率先的に取り組み、グリーン購入等を進めることで間接的に温室効果ガスの削減を図り、地球温暖化対策をより一層推進していくことを目指してきました。

また、計画のなかでは、2012（平成24）年度の温室効果ガスの総排出量を2006（平成18）年度比で6%削減することを目標としており、その後の目標は、社会情勢や国・県の方針に基づいて見直していくこととしています。

しかし、策定から10年が経過するなかで、2015（平成27）年に採択されたパリ協定に基づき、我が国では2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013（平成25）年度比で26.0%減と定めたことや本市で進めている施設の統廃合等を踏まえ、今回「玉名市地球温暖化対策推進実行計画」を改定することになりました。

第1章 計画に関する基本的事項

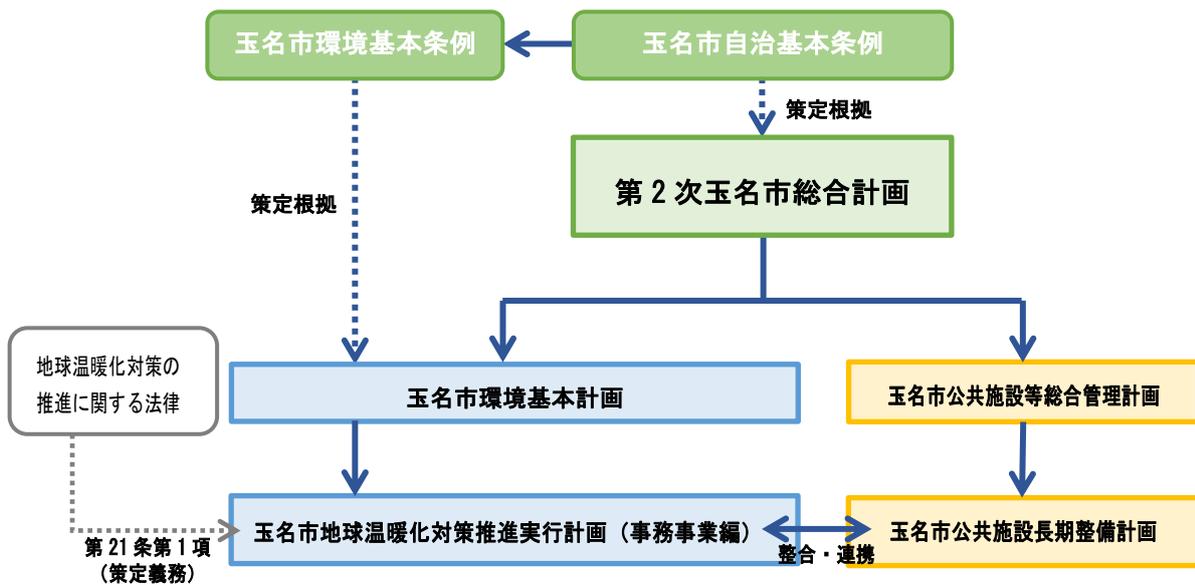
1 本計画の目的

本市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出の抑制等を図り、環境負荷低減の目標を定め、事業者、住民等の地球温暖化防止行動を促します。

2 上位計画や関連計画との位置付け

本計画は第2次玉名市総合計画を上位計画とします。策定にあたっては、関連計画と整合・連携を図るとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律及びそれに基づく国・県の計画との整合を図ります。

■計画の位置づけイメージ



3 本計画の期間、見直し予定時期

本計画の期間は、国の地球温暖化対策計画に即して策定することが義務付けられているため、基準年度を2013（平成25）年度、計画期間を2018（平成30）年度から2030年度までと設定します。

また、本計画の進捗状況や社会情勢の変化、技術の進歩、点検等を踏まえて、中間年の2024年に見直しを行うものとします。

| 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 | 2024年 | 2025年 | 2026年 | 2027年 | 2028年 | 2029年 | 2030年 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ← 13年間 → | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 見直し | | | | | | |

4 計画改定の方針

計画の改定にあたっては、温室効果ガスの排出量を算定する際に用いる排出係数の変更を行うとともに、本市における施設の統廃合等の現状を踏まえ、対象施設の見直しを行います。

5 計画の対象

(1) 本計画の対象とする範囲

計画の対象範囲は、本市が行う事務及び事業のすべてとし、その組織及び施設については「対象とする組織及び施設 (p.35~38)」とします。なお、外部への業務委託又は指定管理者へ委任している事業も対象とします。

(2) 対象とする温室効果ガスの種類

計画の対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に示された二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六ふっ化硫黄 (SF₆)、三ふっ化窒素 (NF₃) です。

| | 温室効果ガス名 | 記号 | 産業・社会・生活活動に係る発生源 |
|---|--------------|------------------|---|
| 1 | 二酸化炭素 | CO ₂ | 化石燃料の燃焼、廃棄物などの焼却 |
| 2 | メタン | CH ₄ | 化石燃料の燃焼、家畜の反すう、糞尿、水田土壌、下水処理、自動車の走行 |
| 3 | 一酸化二窒素 | N ₂ O | 化石燃料の燃焼、窒素肥料の施肥、麻酔ガスの使用、自動車の走行 |
| 4 | ハイドロフルオロカーボン | HFC | 冷蔵庫やカーエアコンの冷媒、スプレー製品等の噴射剤廃棄時の漏洩 |
| 5 | パーフルオロカーボン | PFC | 電子部品等のエッチング等 |
| 6 | 六ふっ化硫黄 | SF ₆ | 変圧器の電気絶縁ガス |
| 7 | 三ふっ化窒素 | NF ₃ | 半導体製造でのドライエッチング、CVD装置のクリーニング (地方公共団体では、ほとんど該当しない) |

第2章 本市における温室効果ガスの排出量等の現状

1 温室効果ガス総排出量の算定範囲及び算定方法

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に規定された算定方法に基づき、各年度の活動量（電気や燃料の使用量、自動車の走行距離など）から算定します。ただし、排出量算定に用いる排出係数は、各年度の数値を採用します。

■温室効果ガスの排出量の算定方法（計算例）

| | | | | |
|------------------|---|-------------------|---|-----------------------------|
| 各温室効果ガスの種類ごとの排出量 | = | 活動量（燃料使用量や電気使用量等） | × | 排出係数（単位使用量当たり発生する温室効果ガス排出量） |
|------------------|---|-------------------|---|-----------------------------|

※1つの活動から複数のガスが排出される場合もある。

また、基準年（2013（平成25）年度）の本市の事務事業における温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算）は、14,003t-CO₂です。

| | | | | |
|------------|---|------------------|---|---------|
| 二酸化炭素換算排出量 | = | 各温室効果ガスの種類ごとの排出量 | × | 地球温暖化係数 |
|------------|---|------------------|---|---------|

※地球温暖化係数：二酸化炭素を基準に、その気体の大気中における濃度あたりの温室効果の強さを比較して表したものの。

| | 温室効果ガス名 | 地球温暖化係数 |
|---|--------------|--------------|
| 1 | 二酸化炭素 | 1 |
| 2 | メタン | 25 |
| 3 | 一酸化二窒素 | 298 |
| 4 | ハイドロフルオロカーボン | 12～14,800 |
| 5 | パーフルオロカーボン | 7,390～12,200 |
| 6 | 六ふっ化硫黄 | 22,800 |
| 7 | 三ふっ化窒素 | 17,200 |

2 温室効果ガス総排出量等の状況

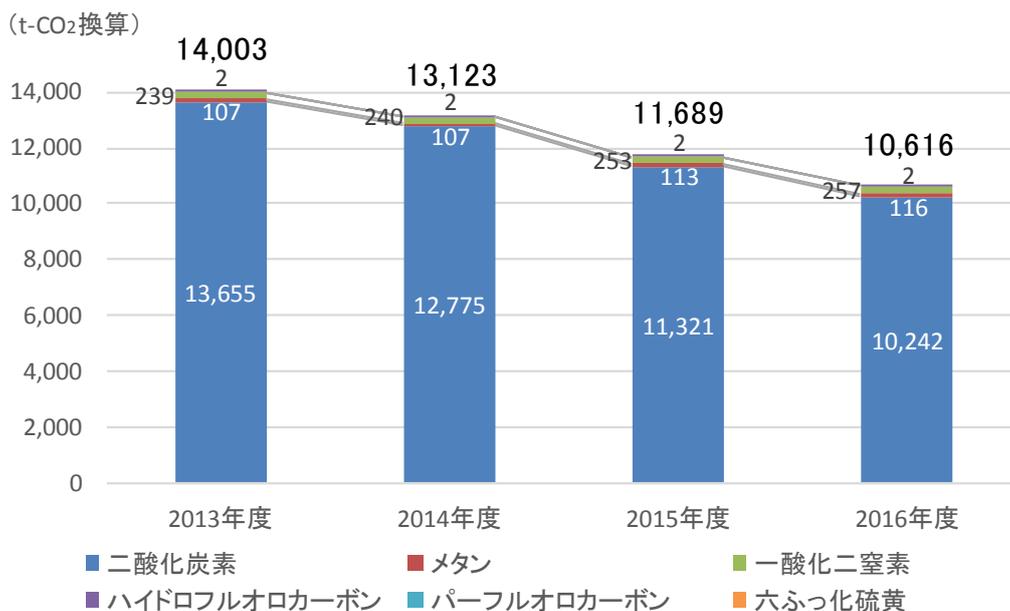
本市の事務事業における資源やエネルギー使用による直近4年間の温室効果ガスの総排出量の推移をみると減少傾向にあります。2016（平成28）年度の総排出量は10,616 t-CO₂と2013（平成25）年度と比較して24.2%の削減となっています。種別ごとに推移をみると、二酸化炭素は減少傾向にある一方で、メタン及び一酸化二窒素による二酸化炭素の排出量は微増しています。

また、温室効果ガス総排出量の内訳をみると、毎年、二酸化炭素が全体の95%強を占めています。

■温室効果ガスの二酸化炭素換算排出量

| 項目 | 二酸化炭素換算排出量（t-CO ₂ ） | | | | 割合（%） | | | |
|--------------|--------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 |
| 二酸化炭素 | 13,655 | 12,775 | 11,321 | 10,242 | 97.5 | 97.3 | 96.9 | 96.5 |
| メタン | 107 | 107 | 113 | 116 | 0.8 | 0.8 | 1.0 | 1.1 |
| 一酸化二窒素 | 239 | 240 | 253 | 257 | 1.7 | 1.8 | 2.2 | 2.4 |
| ハイドロフルオロカーボン | 2 | 2 | 2 | 2 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| パーフルオロカーボン | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 六ふっ化硫黄 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 三フッ化窒素 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | 14,003 | 13,123 | 11,689 | 10,616 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

■温室効果ガスの排出量の推移



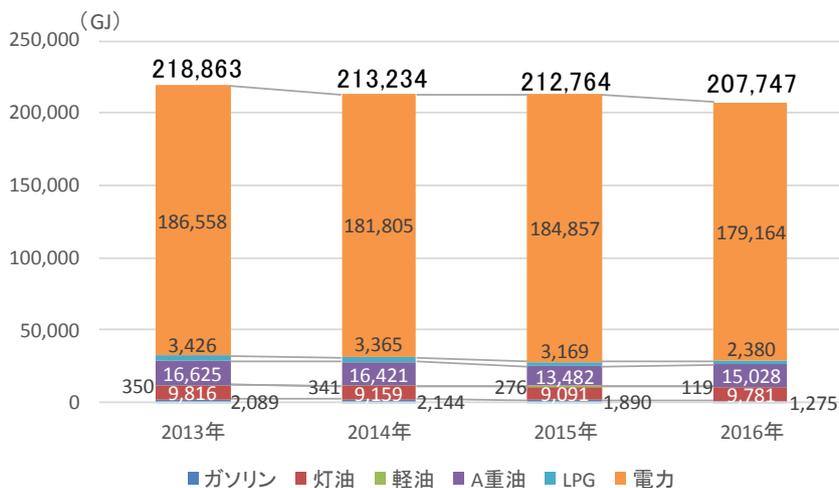
本市の事務事業におけるエネルギー使用による直近4年間の二酸化炭素の排出量をエネルギー源別にみると、電気使用による排出が全体の80%以上を占めています。

また、2013（平成25）年度と比較し、2016（平成28）年度の二酸化炭素の排出量は25.0%削減しており、これは電力使用量自体の減少及び電力のCO₂排出係数（p.16を参照）の低減によるものです。

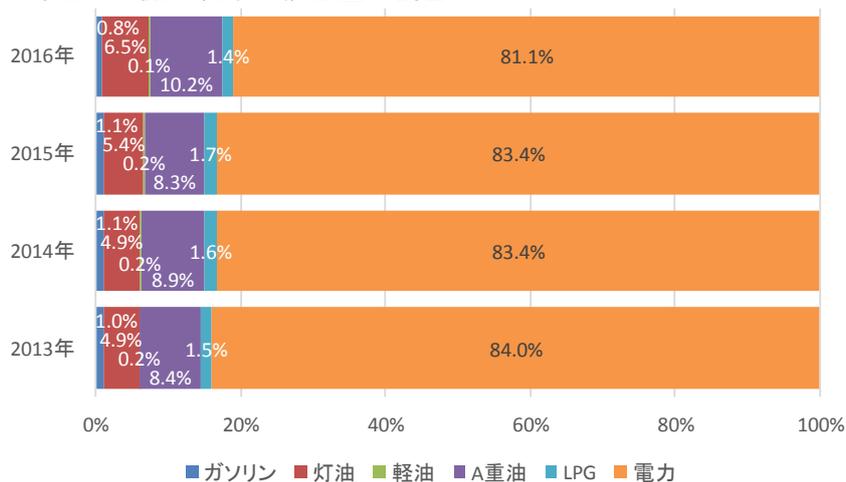
■エネルギー源別の二酸化炭素排出量

| 項目 | 二酸化炭素換算排出量（t-CO ₂ ） | | | | 割合（%） | | | |
|------|--------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 |
| ガソリン | 140 | 144 | 127 | 86 | 1.0 | 1.1 | 1.1 | 0.8 |
| 灯油 | 666 | 621 | 617 | 664 | 4.9 | 4.9 | 5.4 | 6.5 |
| 軽油 | 24 | 23 | 19 | 8 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.1 |
| A重油 | 1,152 | 1,138 | 934 | 1,042 | 8.4 | 8.9 | 8.3 | 10.2 |
| LPG | 202 | 199 | 187 | 141 | 1.5 | 1.6 | 1.7 | 1.4 |
| 電力 | 11,470 | 10,650 | 9,438 | 8,302 | 84.0 | 83.4 | 83.4 | 81.1 |
| 合計 | 13,655 | 12,775 | 11,321 | 10,242 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

■エネルギー消費量（熱量換算）の推移



■エネルギー源別の二酸化炭素の排出量の割合



3 2013（平成25）年度（基準年度）の資源やエネルギーの使用状況と温室効果ガスの排出量

基準年である2013（平成25）年度のエネルギー等の使用状況（活動量）と温室効果ガスの排出量を以下に整理します。

■2013（平成25）年度（基準年度）のエネルギー等の使用状況と温室効果ガスの排出量

| 活動・排出量 項目 | 活動量 | 二酸化炭素換算 排出量 (t-CO ₂) | 排出される温室効果ガスの種類 |
|--------------|--------------------------|-------------------------------------|---|
| 電力使用量 | 18,711,939kWh | 11,470 | (全) CO ₂ |
| 燃料使用量 | | 2,185 | (全) CO ₂ が大半を占める。 自動車燃料使用に伴う排出を含む。 |
| ガソリン | 60,364ℓ | 140 | |
| 灯油 | 267,459ℓ | 666 | |
| 軽油 | 9,275ℓ | 24 | |
| A重油 | 425,201ℓ | 1,152 | |
| LPG | 30,934 m ³ | 202 | |
| 自動車関連 | | 9 | CH ₄ N ₂ O CH ₄ N ₂ O HFC |
| ガソリン車走行量 | 835,501 km | 0 | |
| ディーゼル車走行量 | 19,294 km | 7 | |
| カーエアコン保有台数 | 125 台 | 0 | |
| 下水処理量 | | 339 | CH ₄ N ₂ O CH ₄ N ₂ O |
| 公共下水道 | 4,273,440 m ³ | 94 | |
| 農業集落排水 | 584,641 m ³ | 204 | |
| | | 13 | |
| | | 28 | |
| 合計 | | 14,003 | |

第3章 温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標の設定

1 目標設定の考え方

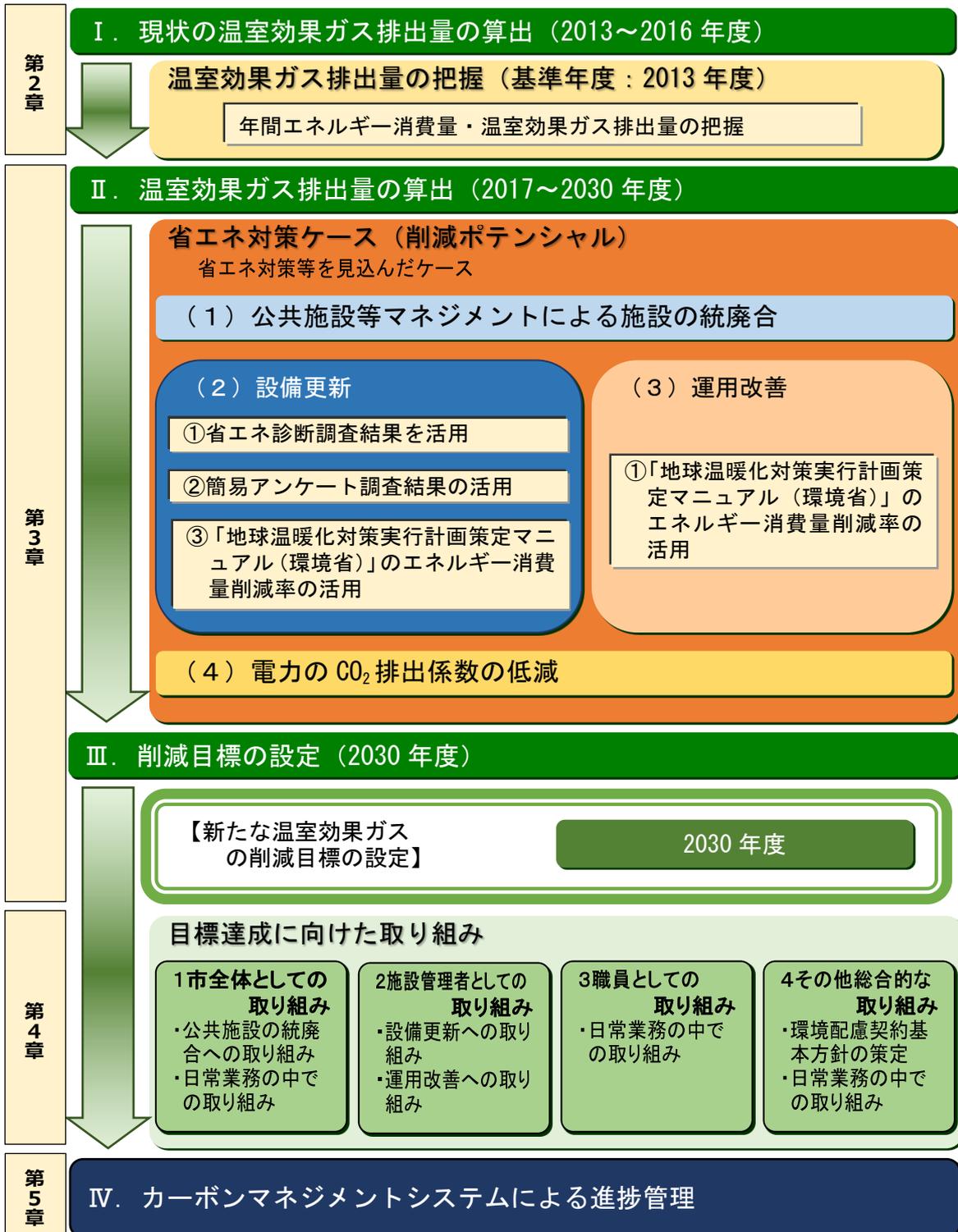
本市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の削減にあたっては、いずれの事務事業も市民生活に直結していることから、それぞれの特性に応じて、効果的に推進していくことが必要です。

このため、本計画における温室効果ガスの排出量に関する削減目標は、エネルギー起源の排出量を減少基調に転換することにより、更なる減少を目指します。

2 目標設定の算定フロー

本計画における温室効果ガスの削減目標の設定にあたっては、以下の目標設定の算定フローに基づき、温室効果ガスの削減ポテンシャル*の算定を行った上で設定します。

■目標設定の算定フロー



*削減ポテンシャル

温室効果ガス抑制のための対策を講じた場合に技術的に削減可能と見込まれる温室効果ガスの量及び施設等の新設・改廃等や事務・事業の動向等による温室効果ガスの増減量を足し合わせたもの。

3 温室効果ガス削減目標達成に向けた各種取り組みによる削減ポテンシャルの算定

温室効果ガスの削減ポテンシャルは、以下の取り組みごとに算出します。

- (1) 公共施設等マネジメントによる施設の統廃合による削減ポテンシャル
- (2) 設備更新による削減ポテンシャル
- (3) 運用改善による削減ポテンシャル
- (4) 電力のCO₂排出係数の低減による削減ポテンシャル

(1) 公共施設等マネジメントによる施設の統廃合による削減ポテンシャル

本市では、「玉名市公共施設等総合管理計画」において、施設及び事業運営に係るコストの削減、公共施設の延床面積の縮減を目標に掲げています。これに基づき、「玉名市公共施設長期整備計画」では、2030年までの公共施設の整備計画を定め、施設の適切な修繕、統廃合等による、コストの削減、延床面積の縮減に取り組んでいます。

そこで、削減ポテンシャルの算定にあたっては、「玉名市公共施設長期整備計画」と整合を図り、統廃合等の予定を加味した上で、計画対象施設の延床面積の算出を行い、温室効果ガスの削減ポテンシャルを算出します。

■ 「玉名市公共施設等総合管理計画」による目標設定

<公共施設マネジメント方針> (「玉名市公共施設適正配置計画 2013 (平成 25) 年 3 月」より)

●削減目標

- ・市が保有する施設にかかる今後 40 年間の年平均トータルコスト（施設にかかるコスト・事業運営にかかるコスト）を 65%削減する。
- ・市が保有する施設の面積は、40 年間で 37%削減する。

出典：「玉名市公共施設等総合管理計画」(2016 (平成 28) 年 3 月)

※「玉名市公共施設長期整備計画」の整備一覧は、別冊「玉名市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）資料集」p. 8～13 を参照。

(2) 設備更新による削減ポテンシャル

①公共施設における省エネルギー診断結果の活用

本市では、エネルギー多消費型の施設でかつ、CO₂削減対策が比較的進んでいない8施設を対象に省エネルギー診断を実施しました。省エネ診断を行った8施設に対しては、診断結果を踏まえて、温室効果ガスの削減ポテンシャルを算出します。

■省エネ診断実施8施設の各種省エネ対策による温室効果ガスの削減率・削減量

| 施設番号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 合計 (平均) | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|--------------------------|------------|------------|
| 施設名 | 歴史博物館 こころピア | 玉名市 福祉 センター | ゆとり一む | 草枕温泉 てんすい | 総合 体育館 | 玉名市 文化 センター | 有明 中学校 | 岱明 ふれあい 健康 センター | | |
| 施設用途 | 博物館 施設 | 福祉 施設 | 福祉 施設 | 温泉 施設 | スポーツ 施設 | 文化 施設 | 教育 施設 | 福祉 施設 | | |
| 竣工年(西暦) | 1993 | 1999 | 1999 | 1997 | 1997 | 1981 | 1980 | 1995 | | |
| 延床面積(m ²) | 1,977.9 | 2,664.0 | 3,637.8 | 2,431.0 | 7,973.7 | 4,145.5 | 5,126.0 | 2,505.0 | | |
| 主な 熱源・動力 | 個別 空調 (電気) | 個別 空調 (電気) | 個別 空調 (電気) | 個別 空調 (電気) | 個別 空調 (電気) | 個別 空調 (電気) | 個別 空調 (電気) | 個別 空調 (電気) | | |
| | 空冷 チラー (電気) | ボイラー (灯油) | 空冷 チラー (電気) | 空冷 チラー (電気) | 給湯器 (LPG) | | | 吸収冷 温水機 (灯油) | | |
| | | | ボイラー (重油) | ボイラー (灯油) | | | | | | |
| 温室 効果 ガス 削減 効果 まとめ | エネルギー削減率 (%) | 36.2 | 31.8 | 35.1 | 14.6 | 32.8 | 34.3 | 11.0 | 37.9 | 25.9 |
| | 温室効果ガス削減率 (%) | 36.2 | 31.5 | 36.6 | 15.0 | 32.8 | 34.3 | 11.0 | 41.3 | 26.9 |
| | エネルギー削減量 (MJ) | 465,759 | 1,024,533 | 4,643,950 | 1,980,958 | 1,584,068 | 799,408 | 144,440 | 2,169,125 | 12,057,913 |
| | 温室効果ガス削減量 (kgCO ₂) | 28,637 | 63,547 | 309,897 | 129,008 | 97,396 | 49,151 | 8,881 | 154,284 | 792,691 |
| | 削減金額 (千円/年) | 1,333 | 2,345 | 8,242 | 3,568 | 4,025 | 2,040 | 322 | 2,738 | 23,111 |
| | 直接工事費 (千円) | 68,636 | 124,681 | 227,615 | 47,191 | 79,152 | 21,876 | 24,375 | 163,840 | 757,506 |
| | 単純回収年(年) | 51.5 | 53.2 | 27.6 | 13.2 | 19.7 | 10.7 | 75.7 | 59.8 | 32.8 |

②簡易アンケート調査結果の活用

省エネルギー診断調査の対象となった8施設以外の計画対象施設のうち「玉名市公共施設長期整備計画」の対象となっている施設(29施設)に対して、簡易アンケート調査を実施しました(回収率100.0%)。簡易アンケートで得た、空調設備、照明設備等の台数、更新割合等の情報を考慮し、温室効果ガスの削減ポテンシャルを算出します。

※29施設の選定理由は、29施設の温室効果ガス排出量が計画対象施設全体の6割程度を占めていること、また計画的な中規模修繕・大規模改修を予定している施設であることから、改善・修繕のタイミングがわかり、照明・空調設備の省エネ化を行うシミュレーションが可能となることから。

※簡易アンケートの調査票及び対象施設は、別冊「玉名市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)資料集」p.18・19を参照。

③「地球温暖化対策実行計画策定マニュアル(環境省)」の運用措置によるエネルギー消費量削減率の活用

省エネ診断を実施した8施設及び簡易アンケート調査を実施した29施設以外の計画対象施設においては、環境省の「地球温暖化対策実行計画策定マニュアル」による対策ポテンシャル(空調+照明の改修措置によるエネルギー削減率(別冊「玉名市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)資料集」p.17を参照))を利用し、施設用途毎に改修改善による温室効果ガスの削減ポテンシャルを算出します。

(3) 運用改善による削減ポテンシャル

①「地球温暖化対策実行計画策定マニュアル（環境省）」の運用措置によるエネルギー消費量削減率の活用

計画対象全施設において、環境省の「地球温暖化対策実行計画策定マニュアル」による対策ポテンシャル（空気調和設備・照明設備の運用措置によるエネルギー消費削減率（別冊「玉名市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）資料集」p.17を参照））を利用し、施設用途毎に運用改善による温室効果ガスの削減ポテンシャルを算出します。

COOL CHOICE（＝賢い選択）



地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」

COOL CHOICE（＝賢い選択）とは、気候変動対策及び温室効果ガス削減をテーマにした2030年まで継続する新国民運動です。

～「COOL CHOICE」とは～

2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動です。

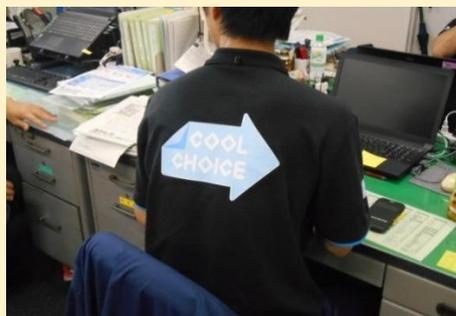


未来のために、いま選ぼう。

▲「COOL CHOICE」のロゴマーク
出典：環境省ホームページ

玉名市での取り組み

本市もこの取り組みに賛同し、本計画を進める中で、職員一人一人が「賢い選択」ができるようCOOL CHOICE運動を進めるとともに、職員の環境意識を啓発していきます。



▲クールビズ期間中におけるCOOL CHOICEのロゴを用いたポロシャツ着用の様子

(4) 電力のCO₂排出係数の低減による削減ポテンシャル

電力については、その発電方法ごとに温室効果ガスの排出量が異なり、一般的に化石エネルギーの燃焼を伴う火力発電所等に比べ太陽光や風力、水力などの再生可能エネルギーの排出係数は低くなります。

2017（平成29）年7月17日公表の電気事業連合会及び電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社、特定規模電気事業者有志など計35社による「電気事業における低炭素社会実行計画」においては、2030年度に電力のCO₂排出係数0.37kg-CO₂/kWhを目指すことが明記されており、2016（平成28）年5月13日に国が定めた「地球温暖化対策計画」においても、この数値が目標の排出係数として記載されています。各電力会社も目標達成に向けた取り組みを進めていくことから、本市の電力調達先においても、電力のCO₂排出係数低減が図られることが想定されます。

そこで、各電力会社における電力のCO₂排出係数の低減に向けた目標設定を踏まえ、本計画においては電力のCO₂排出係数を0.37kg-CO₂/kWhと見込み、温室効果ガスの削減ポテンシャルを算出します。

■低炭素社会実行計画における電力のCO₂排出係数の見込み

| 年度 | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | ←実績 推計→ | | 2030年度 |
|-----------------------------------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|
| | | | | 2016年度 | 2030年度 | |
| 電力CO ₂ 排出係数 (実排出係数) | 0.613 | 0.584 | 0.509 | 0.462 | | 0.370 |

単位：kg-CO₂/kWh

出典：2013（平成25）年度～2016（平成28）年度 九州電力（株）
2030年度 「電気事業における低炭素社会実行計画」

【電気事業における低炭素社会実行計画】

- ・2030年度に排出係数0.37kgCO₂/kWh程度（使用端）を目指す。
- ・火力発電所の新設等に当たり、経済的に利用可能な最良の技術（BAT）を活用すること等により、最大削減ポテンシャルとして約1,100万t-CO₂の排出削減を見込む。

※排出係数0.37kg-CO₂/kWh程度は、政府の長期エネルギー需要見通しで示されたエネルギーミックスから算出される国全体の排出係数であり、2013年度比▲35%程度相当と試算。

$$\left[\frac{2030年度CO_2排出量(3.6億t-CO_2)}{2030年度の電力需要想定値(9,808億kWh)} = 0.37kg-CO_2/kWh程度 \right]$$

約1,100万t-CO₂は、2013年度以降の主な電源開発におけるBATの導入による効果等を最大削減ポテンシャルとして示したもの。

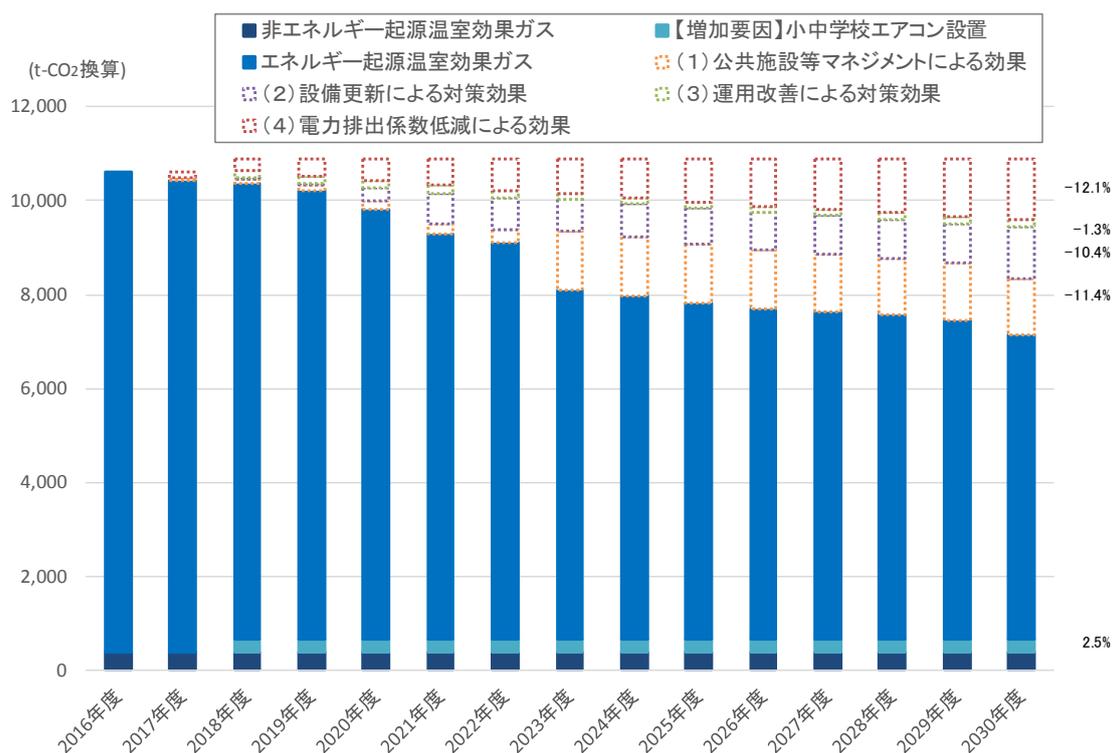
出典：「電気事業における低炭素社会実行計画」

4 温室効果ガス削減目標達成に向けた各種取り組みによる削減ポテンシャル

「3 温室効果ガス削減目標達成に向けた各種取り組みによる削減ポテンシャルの算定 (p. 13~16)」を踏まえ算定した、各種取り組みによる温室効果ガスの削減ポテンシャルは3,741t-CO₂です。

取り組みごとの削減効果を以下に示します。

■削減効果の積み上げイメージ



※グラフ右の%は、各要素によるCO₂排出量の増減を2016年度の温室効果ガス総排出量で除したもの

| 今後の取り組み効果 | 削減ポテンシャル | |
|----------------------|------------------------|-------|
| | 2016年度と比較した2030年度の削減量 | 削減率 |
| (1) 公共施設等マネジメントによる効果 | 1,212t-CO ₂ | 11.4% |
| (2) 設備更新による対策効果 | 1,106t-CO ₂ | 10.4% |
| (3) 運用改善による対策効果 | 139t-CO ₂ | 1.3% |
| (4) 電力排出係数低減による効果 | 1,284t-CO ₂ | 12.1% |
| 合計 | 3,741t-CO ₂ | 35.2% |

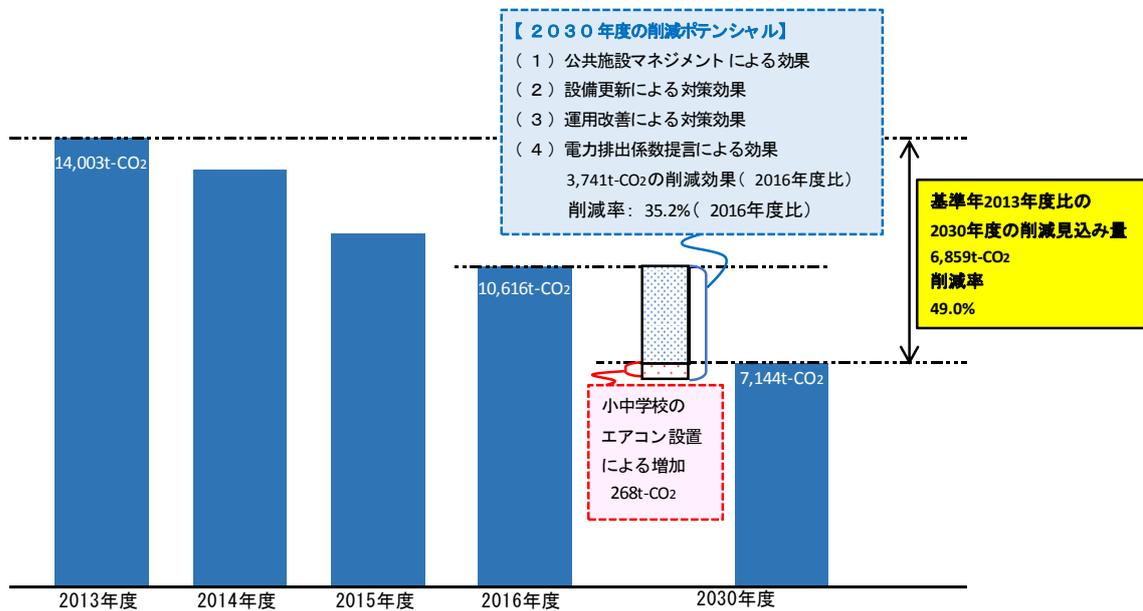
5 温室効果ガスの総排出量に関する削減目標

国連に提出した約束草案を踏まえて策定した国の地球温暖化対策計画には、地方公共団体が含まれる「業務その他部門」において、2030年度のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を2013（平成25）年度比で約40%削減することが明記されています。

本市においては、温室効果ガスの削減ポテンシャルの算定も踏まえ、2030年度の温室効果ガスを2013（平成25）年度比で6,859t-CO₂削減（削減率：49.0%）できる可能性があるということが明らかになりました。

※2030年度の温室効果ガスの削減見込み量の算定は、p. 19を参照。

■温室効果ガスの削減見込み量のイメージ



以上のことを踏まえ、国の地球温暖化対策計画に即し、2030年度の温室効果ガスの排出量を2013（平成25）年度比で40%削減することを目標とします。

**2030年度までに2013（平成25）年度比で
40.0%の温室効果ガスを削減**

基準年度2013（平成25）年度の排出量：14,003 t

削減量（削減率40.0%）：5,601.2 t

目標年度（2030年度）：8,401.8 t

■2030年度の温室効果ガスの削減見込み量の算出

(2013年度から2016年度にかけての温室効果ガスの減少量の算出)

| 排出量の推移 | 2013年度総排出量 | 2016年度総排出量 |
|---------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 温室効果ガス総排出量 | 14,003t-CO ₂ | 10,616t-CO ₂ |
| 2013年度から2016年度までの総排出量の減少量 | | 3,387t-CO ₂ |

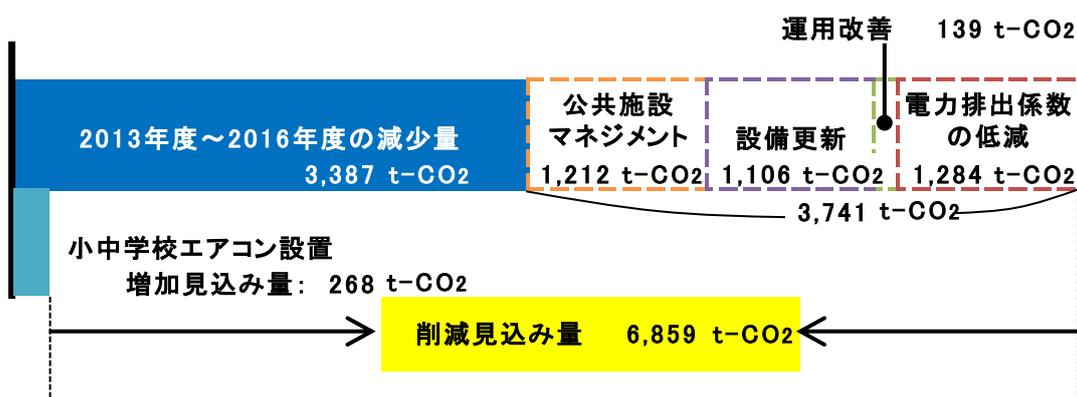
(2030年度の温室効果ガスの削減ポテンシャルの算出)

| 削減ポテンシャル | 2030年度の削減量 |
|----------------------|------------------------|
| (1) 公共施設等マネジメントによる効果 | 1,212t-CO ₂ |
| (2) 設備更新による対策効果 | 1,106t-CO ₂ |
| (3) 運用改善による対策効果 | 139t-CO ₂ |
| (4) 電力排出係数低減による効果 | 1,284t-CO ₂ |
| 合計 | 3,741t-CO ₂ |

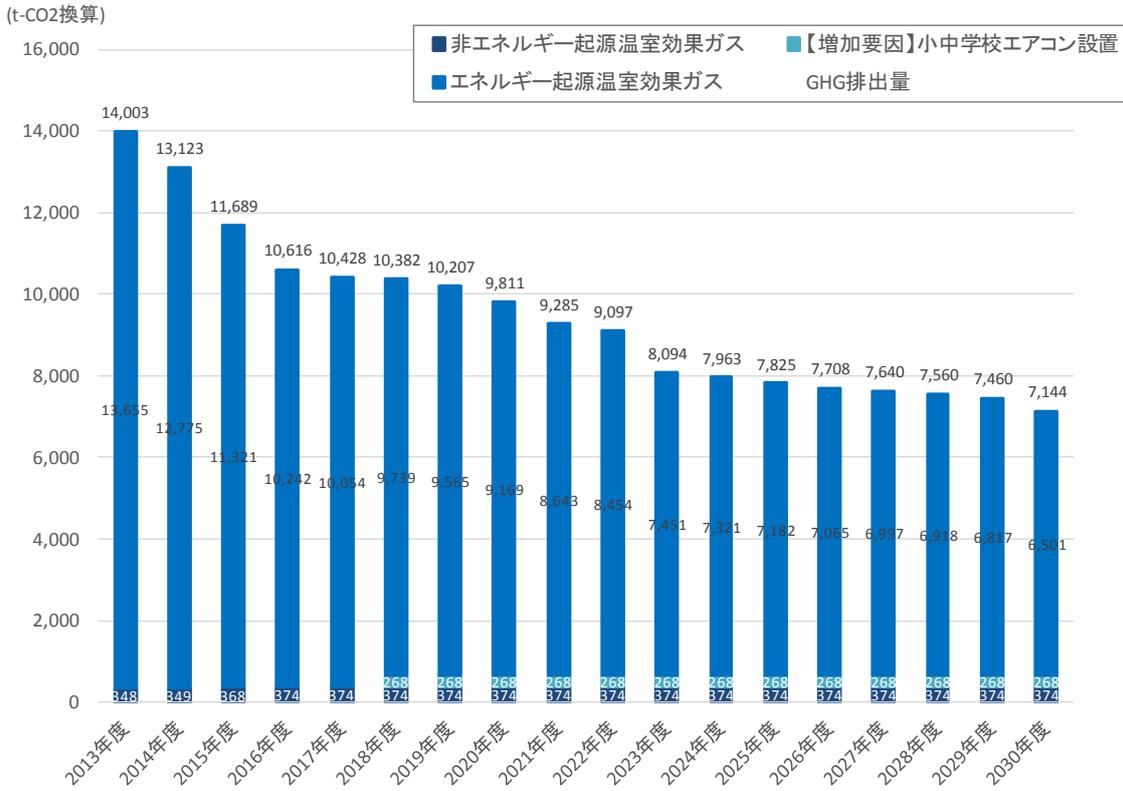
(2018年度の温室効果ガスの増加量の算出)

| | 2018年度以降の増加量 |
|----------------------|----------------------|
| 小中学校のエアコン設置による排出量の増加 | 268t-CO ₂ |

(2030年度における2013年度(基準年)比の削減見込み量の算出)



■ 温室効果ガス排出量の将来見通し



| 単位： t-CO ₂ | 非エネルギー起源温室効果ガスの排出量 | 小中学校へのエアコン設置により増加する温室効果ガスの排出量 | エネルギー起源温室効果ガス | 温室効果ガス総排出量 |
|--------------------------|--------------------|-------------------------------|---------------|------------|
| 2013年度 | 348 | - | 13,655 | 14,003 |
| 2014年度 | 349 | - | 12,775 | 13,123 |
| 2015年度 | 368 | - | 11,321 | 11,689 |
| 2016年度 | 374 | - | 10,242 | 10,616 |
| 2017年度 | 374 | - | 10,054 | 10,428 |
| 2018年度 | 374 | 268 | 9,739 | 10,382 |
| 2019年度 | 374 | 268 | 9,565 | 10,207 |
| 2020年度 | 374 | 268 | 9,169 | 9,811 |
| 2021年度 | 374 | 268 | 8,643 | 9,285 |
| 2022年度 | 374 | 268 | 8,454 | 9,097 |
| 2023年度 | 374 | 268 | 7,451 | 8,094 |
| 2024年度 | 374 | 268 | 7,321 | 7,963 |
| 2025年度 | 374 | 268 | 7,182 | 7,825 |
| 2026年度 | 374 | 268 | 7,065 | 7,708 |
| 2027年度 | 374 | 268 | 6,997 | 7,640 |
| 2028年度 | 374 | 268 | 6,918 | 7,560 |
| 2029年度 | 374 | 268 | 6,817 | 7,460 |
| 2030年度 | 374 | 268 | 6,501 | 7,144 |

第4章 目標達成に向けた取り組み

設定した温室効果ガスの削減目標の達成に向けて、取り組みを「1 市全体としての取り組み方針」「2 施設管理者としての取り組み」「3 職員としての取り組み」「4 その他総合的な取り組み」の4つの項目で整理します。

また、「1」「2」「3」については、温室効果ガスの抑制に直接影響を及ぼす事項、「4」に関しては、温室効果ガスの抑制には直接的な影響はありませんが、環境を配慮して取り組む事項として整理します。

■目標達成に向けた取り組みの整理

| | 温室効果ガスの抑制に対する影響 | 取り組み |
|----------------|-----------------|-----------------|
| | 直接的に影響を及ぼす取り組み | 1 市全体としての取り組み方針 |
| | | 2 施設管理者としての取り組み |
| | | 3 職員としての取り組み |
| 間接的に影響を及ぼす取り組み | 4 その他総合的な取り組み | |

■目標達成に向けた取り組みと削減効果の関係性

| 取り組み | 内容 | 削減効果 | 削減ポテンシャル (t-CO ₂) |
|-----------------|----------------------------------|--------------------|-------------------------------|
| 1 市全体としての取り組み方針 | (1) 公共施設等マネジメントによる施設の統廃合への取り組み方針 | ⇒ 公共施設等マネジメントによる効果 | 1,212 |
| | (2) 日常業務の中での取り組み方針 | ⇒ 設備更新による対策効果 | 1,106 |
| 2 施設管理者としての取り組み | (1) 設備更新への取り組み | ⇒ | 139 |
| | (2) 運用改善への取り組み | ⇒ | |
| 3 職員としての取り組み | (1) 日常業務の中での取り組み | ⇒ | |

1 市全体としての取り組み方針

(1) 公共施設等マネジメントによる施設の統廃合への取り組み方針

削減ポテンシャルの算定結果 (p.17) をみると、「公共施設の統廃合」による温室効果ガスの削減が、市の努力による削減効果として最も大きくなります。

そこで、計画的な公共施設の統廃合を進めるために、「玉名市公共施設長期整備計画」に沿った事業推進に努め、温室効果ガスの抑制を図ります。

(2) 日常業務中での取り組み方針

市全体の取り組み方針として、以下に掲げる事項について積極的に取り組むことで、温室効果ガスの抑制に努めます。

■物品等の購入にあたっての配慮 (◎効果が高い ○効果がある)

| 取り組み区分 | | 取り組み内容 | 効果 |
|--------|------------|-------------------------------------|----|
| 電気製品類 | 電気製品類 | 適正規模の機器を選択する。 | ○ |
| | | LED照明*など省エネルギー型の製品を購入する。 | ◎ |
| | | 待機時消費電力の少ない省エネ型製品を購入する。 | ○ |
| | | 0A機器は、エネルギー消費の少ない製品を購入する。 | ◎ |
| | | エネルギー消費量の少ない液晶ディスプレイを導入する。 | ○ |
| 自動車 | 公用自動車 | フロン*使用製品はフロン規制対応製品や非フロン系製品を選択する。 | ○ |
| | | 可能な限り、小型（排気量、大きさ）を選択する。 | ◎ |
| その他 | 購入に関する取り組み | 低燃費車・低公害車*（ハイブリッド車、電気自動車等）の導入を促進する。 | ◎ |
| | | スプレー製品の噴射剤は、非フロン系製品を購入する。 | ○ |

■物品等の使用にあたっての配慮 (◎効果が高い ○効果がある)

| 取り組み区分 | | 取り組み内容 | 効果 |
|--------|----------|-------------------------|----|
| 省エネルギー | 電力使用量の削減 | コピー機の集中管理を徹底し、台数の削減を図る。 | ○ |

*LED照明

Light Emitting Diodeの略で、一方向に電圧を加えたときに発光する半導体の素子のことで、発光ダイオードと呼ばれることもある。白熱電球と比べると寿命がかなり長いことが特徴。

*フロン

フルオロカーボンのことを一般的にフロンと言い、20世紀に人類が発明した自然界には存在しない人工物質である。そのうちクロロフルオロカーボンとハイドロクロロフルオロカーボンがオゾン層破壊物質。ハイドロフルオロカーボンのことを一般に「代替フロン」と言い、塩素を持たないためオゾン層破壊はないが、二酸化炭素の数百倍～数万倍の温室効果があるため、地球温暖化の原因になるとして問題となっている。

*低公害車

一般的には、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車及びメタノール自動車の4種類をさす。

■廃棄にあたっての配慮 (◎効果が高い ○効果がある)

| 取り組み区分 | | 取り組み内容 | 効果 |
|--------|------------------|--|----|
| 廃棄 | 適正管理 (公用自動車等) | 公用自動車、電気冷蔵庫、空調機器の廃棄時は、冷媒（フロン及び代替フロン）の回収を条件とする。 | ○ |

■建築物の建築・管理等にあたっての配慮 (◎効果が高い ○効果がある)

| 取り組み区分 | | 取り組み内容 | 効果 |
|-------------------|-----------------|--|----|
| 設計・ 施行及び 管理 | 設計・施行 及び管理 | 建築物の新築又は建替、大規模な改修に係る設計業務の発注においては、環境配慮型プロポーザル方式を検討する。 | ◎ |
| | | 温室効果ガス排出量の少ない燃料を使用する高効率設備の導入に努める。 | ◎ |
| | | 個別制御エアコンを導入する。 | ○ |
| | | オフィス等で使用する照明や防犯街路灯等において、LED照明の導入・更新を行う。 | ◎ |
| | | 太陽光等自然エネルギーの活用に努める。 | ◎ |
| | | 太陽光熱を利用した温水利用設備などの導入に努める。 | ◎ |
| | | 深夜電力利用機器、全熱交換システムの導入に努める。 | ○ |
| | | 断熱性の向上に努める。 | ◎ |
| | | BEMS等の導入などによる電力使用量の平準化に努める。 | ◎ |
| | フロンガス等の回収を徹底する。 | ◎ | |

2 施設管理者としての取り組み

(1) 設備更新への取り組み

本市の公共施設においては、設備更新によるエネルギー使用設備の省エネルギー対策を進めていく予定です。そこで、以下の事項に取り組むことで、計画的な設備更新を後押しします。

①中規模修繕・大規模改修時期に合わせた設備改修・更新による省エネルギー化の推進

「公共施設の統廃合」に次いで、市の努力による温室効果ガスの削減効果が大きい取り組みは、「公共施設の設備更新」です。「玉名市公共施設長期整備計画」では、公共施設の統廃合の他に施設の中規模修繕・大規模改修を計画として位置付けています。

そこで、施設の修繕・改修時期に合わせてエネルギー使用設備を更新することで、高性能設備を導入し、温室効果ガスの抑制を図ります。

また、エネルギー使用量の多い施設については、BEMSの導入を検討し、導入後は建物のエネルギー使用状況・稼動状況等を計測データにより蓄積・解析し、デマンド制御及び見える化を行い、効率よく制御することでエネルギー消費量の最適化・低減を図ります。

②省エネルギー改修マニュアルの配布

エネルギー使用設備の省エネ化に向けて、「省エネルギー改修マニュアル」を作成し、各施設管理者に配布することで、設備機器の改修を進めていきます。

以下に示す省エネルギー手法は、省エネルギー診断調査の対象となった8施設の省エネルギー項目や、一般的な省エネルギー項目の中から、類似する施設への水平展開・汎用可能な省エネルギー手法として抽出しています。(詳細のマニュアルは、別冊「玉名市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)資料集」p.20～29を参照)。

■設備改修・更新等(ハード対策) 省エネルギー化検討項目一覧

| 項目 | 手法 | 項目 |
|---------|----|--------------------------|
| 熱源・空調設備 | 1 | 熱源・空調機器の高効率機器への更新 |
| | 2 | ポンプのインバータ化 |
| | 3 | 省エネベルトの採用 |
| 電気設備 | 4 | 直管LED照明器具への更新 |
| | 5 | LEDランプへの更新(高天井用照明、屋外照明等) |
| | 6 | LED誘導灯への更新 |
| | 7 | トイレ・階段室等への人感センサーの設置 |
| | 8 | 高効率型トランス(変圧器)への更新 |
| | 9 | BEMSによるエネルギーデータ計測・制御 |

(2) 運用改善への取り組み

「設備機器の運用改善」による温室効果ガスの削減効果は、他の取り組みと比較してあまり大きくありません。しかし、性能の高い設備を導入しても、性能を充分発揮できる運転ができていなければ、設備機器の省エネ性能を引き出すこともできません。

そこで、普段から設備機器の高効率な運転を心がけることで、機器が持つ省エネ効果を最大限引き出し、温室効果ガスの抑制を図ります。

設備機器の運用改善に向けて以下の事項に取り組みます。

①日常業務の中での省エネルギー等への取り組み

施設管理者の取り組みとして、温室効果ガスの抑制に向けて、以下に掲げる事項について積極的に取り組みます。

■物品等の使用にあたっての配慮 (◎効果が高い ○効果がある)

| 取り組み区分 | 取り組み内容 | 効果 | |
|--------------------------------|-----------------|---|---|
| 省エネルギー | 照明機器の管理 | 日中、照度が十分に得られない場所は、反射板を取り付ける。 | ◎ |
| | | 照明点灯箇所を再検討する。 | ○ |
| | | 照明器具を清掃する。 | ○ |
| | 空調機器の管理 | 冷暖房を適正な温度に設定（原則、冷房28℃、暖房18℃）する。 | ◎ |
| | | 夏季はカーテン、ブラインド等の活用、冬季は窓や出入口の開放を制限するなど、空調機器の効率を上げる。 | ◎ |
| | | 空調機の室外機には、夏季によしず等による日よけを実施する。 | ◎ |
| | 勤務時間外の冷暖房を自粛する。 | ◎ | |
| | 公用車燃料の使用量削減 | 走行距離、燃費使用量などの実態把握と改善を行う。 | ○ |
| | その他の燃料使用量の削減 | ボイラー等の適正な運転の管理（燃焼設備の空気比管理など）を行う。 | ○ |
| 燃料転換の可能な場合は環境負荷の少ない燃料への転換を進める。 | | ◎ | |

②省エネルギー運用マニュアルの配布

エネルギー使用設備の省エネ化に向けて、設備機器の「運用マニュアル」を作成し、各施設管理者に配布することで、設備機器の運用改善を進めていきます。

以下に示す省エネルギー手法は、省エネルギー診断調査の対象となった8施設の省エネルギー項目の中から、類似する施設への水平展開・汎用可能な省エネルギー手法として抽出しています（詳細のマニュアルは、別冊「玉名市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）資料集」p.30～38を参照）。

■運転管理・運用等（ソフト対策） 省エネルギー化検討項目一覧

| 項目 | 手 法 | 項 目 |
|-------------|-----|-------------------------|
| 熱源・ 空調設備 | 1 | エネルギーの使用量を計測する「見える化」 |
| | 2 | 空調設定温度の見直し（温度計による室温の把握） |
| | 3 | エアコン・空調機器のフィルターの清掃 |
| | 4 | 外気取入れ量の適正化（調整） |
| | 5 | 冷水出口温度設定値の変更 |
| | 6 | 燃焼設備の空気比管理 |
| 電気設備 | 7 | 適正な照度管理（照度・点灯時間等の管理） |
| | 8 | OA 機器等の待機電力削減 |
| | 9 | 契約電力の見直し（デマンド監視機器の設置） |

※職員に配布する際は、「省エネルギー改修マニュアル」と合冊し、1冊のマニュアルとする。

3 職員としての取り組み

(1) 日常業務中での取り組み

全職員の取り組みとして、温室効果ガスの抑制に向けて、以下に掲げる事項について積極的に取り組みます。

■物品等の使用にあたっての配慮 (◎効果が高い ○効果がある)

| 取り組み区分 | 取り組み内容 | 効果 | |
|-------------------|-------------------------|---------------------------------------|---|
| 省エネルギー | 電力使用量の削減 | パソコン、プリンター、コピー機を省エネモードに設定する。 | ○ |
| | | パソコン不使用時のモニター、プリンターの電源を切断する。 | ○ |
| | | 退庁時、不必要な電源ケーブルは原則コンセントを抜く。 | ○ |
| | | 印刷機の利用促進を行う。(コピー10枚以上は、印刷機使用) | ○ |
| | | 階段を利用し、エレベーターの利用を減らす。 | ○ |
| | | 業務に関係のない電化製品を事務所に持ち込まない。 | ○ |
| | 照明機器の管理 | 始業前や残業時、昼休みは、業務に支障のない範囲で消灯する。 | ○ |
| | | トイレ、給湯室、会議室などの断続的に使用する箇所の照明は使用後に消灯する。 | ○ |
| | | 日中、照度が十分に得られる場所は、照明機器を消灯する。 | ○ |
| | | 昼間は、窓付近の照明を消灯する。 | ○ |
| | 公用車燃料の使用量削減 | 経済速度により走行する。 | ○ |
| | | 待機時はエンジンを停止する。 | ○ |
| | | アイドリング*を抑制する。 | ○ |
| | | 急発進・急加速を控え、無駄な荷物は積載しない。 | ○ |
| | | 公用車の効率化(相乗り及び効率的な使用)を図る。 | ○ |
| | | 合理的な走行ルートを選択により効率的に運行する。 | ○ |
| バス、電車等の公共機関を利用する。 | ◎ | | |
| その他の燃料使用量の削減 | 空調していない部分に通じる出入口を開放しない。 | ○ | |

*アイドリング
自動車が進んでいないときにエンジンをかけっぱなしにすること。

4 その他総合的な取り組み

温室効果ガスの抑制に対する影響は必ずしも大きいとは言えませんが、温室効果ガスの抑制に間接的につながる取り組み事項を以下に整理します。

(1) (仮称) 玉名市環境配慮契約基本方針の策定の検討

国は、製品やサービスを調達する際に、環境に配慮した事業者と契約を行うことで、契約主体へ環境負荷の少ない製品やサービスの提供を促すことを目的に、2007（平成19）年5月に「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（以下「環境配慮契約法」という。）を施行しました。地方公共団体に対しては、環境配慮契約法の第4条において、環境に配慮した契約を推進する努力義務を課しています。

本市においても、温室効果ガス排出量の削減に向けて、電力や自動車の購入、ESCO事業等について、環境負荷の配慮等を適切かつ総合的に評価し、最善の環境性能を有する製品やサービスを供給する契約先を選定することが必要です。

そこで、上記を踏まえ、(仮称)「玉名市環境配慮契約基本方針」の策定を検討します。（詳細は、別冊「玉名市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）資料集」p. 39～41を参照）。

(2) 環境に配慮した行動

市職員が率先して環境に配慮した以下の事項に取り組むことで、市民や事業者を含む玉名市全体の環境配慮行動に関する機運醸成につなげます。

■物品等の購入にあたっての配慮

| 取り組み区分 | | 取り組み内容 |
|--|------------------------------|--|
| 用紙類 | 事務用紙類等 | 古紙配合率*の高い用紙を購入する。 |
| | | 白色度*の低い製品を購入する。 |
| | 印刷物等 | 古紙配合率の高い印刷物を発注する。 |
| | | 非塗工紙*を購入する。 |
| | | 再生紙使用マーク*、古紙配合率及び白色度を表示する。 |
| | 事務用品類等 | 再生紙が使用されている製品を購入する。 |
| | | 事務用品は、リサイクル可能な物を購入する。 |
| 事務用品は、間伐材*、再生樹脂*等から作られた製品を購入する。 環境配慮型の製品*や、グリーン購入適合品*を優先的に採用する。 | | |
| 衛生用紙 | トイレトペーパーは再生紙が使用されている製品を購入する。 | |
| 容器・包装材 | | 詰め替え製品の購入を促進する。 簡易包装された商品を購入する。 |
| その他 | 購入に関する取り組み | 事務服や作業服は原則、ペットボトル再生繊維を使用した製品を購入する。 |
| | | 使い捨て用品（紙コップ等）の購入を自粛する。 |
| | | 部品の交換修理が可能な製品を購入する。 |
| | | 保守・修理サービス期間の長い製品を購入する。 |
| | | 在庫管理を徹底し、遊休物品については、再使用物品として他課に提供する。 新たな物品を購入する際には、他課からの借り入れを考えた上で、必要最低限の購入に留める。 |

* 古紙配合率

再生紙を製造するときの古紙パルプの混入率のこと。古紙パルプの生産は、初めて使用する木材パルプに比べて、エネルギー使用量が3分の1、また、水の使用量が2分の1で済むため、古紙配合率の高い再生紙を利用することは、省エネルギーの観点からも重要である。

* 白色度

紙の白さを表す指標のこと。例えば、真白のコピー用紙は80%、一般的な文庫本は67～68%程度、新聞紙は60%以下などであり、白色度70%程度の用紙であれば、通常の読み書きには支障なく使用できる。なお、再生紙の製造では、白色度を高めれば高めるほど、漂白剤やエネルギーの使用を多く必要とするため、白色度の低いほど環境への負荷は少なくなる。

* 非塗工紙

表面に印刷適正を向上させる塗料などが塗られていない印刷用紙。
例：(非塗工紙) ノート、便箋、(塗工紙) チラシ、カタログなど

* 再生紙使用マーク (Rマーク)

再生紙の利用促進・普及啓発をしていくためのシンボルマークで、古紙パルプがどのくらい配合されているのかが一目で判るようにしたもの。

* 間伐材

立木密度を疎にし、残った木の肥大成長を促し、森林全体を健康にするため、材木の一部を伐採したもの。間伐や間伐材利用の重要性等のPRを目的に、「間伐材マーク」が定められ、間伐材を用いた製品に表示されている。

* 再生樹脂

廃棄される又は規格外のプラスチックを種類ごとに分別し、もう一度原料として再利用される樹脂のこと。

* 環境配慮型の製品

Rマーク、エコマーク、グリーンマークのついた製品など環境への負荷が小さい製品。

* グリーン購入適合品

国等による環境物品等の調達推進に関する法律（グリーン購入法）の特定調達品目及びその判断基準に適合する商品。環境物品等の調達の推進に関する基本方針の各特定調達品目及びその判断の基準等は毎年見直が行われている。

■物品等の使用にあたっての配慮

| 取り組み区分 | | 取り組み内容 |
|--------|----------|---|
| 省資源 | 用紙類の削減 | 両面コピー、両面印刷を徹底する。 |
| | | コピー、印刷物のページ数及び部数の減量化、簡素化を図る。 |
| | | 不要文書、ミスコピーの裏面を利用する。 |
| | | ミスコピー紙のため回収ボックスを設置し、コピー機には専用トレイを設け再利用する。 |
| | | 試し刷り等、必要期間の短い資料は、裏紙を活用する。 |
| | | 会議資料の簡素化・共有化を図り、手持ち資料の減量化を図る。 |
| | | 会議で事前に配布した資料は再配布しない。 |
| | | 会議資料等の部分訂正は、差し替えではなく、見え消しや言葉で行う。 |
| | | 会議資料を少なくするため、プロジェクター等を活用する。 |
| | | 庁内回答文書における形式的な鏡文を廃止する。 |
| | | ファクシミリの送付状省略を心がける。 |
| | | 使用済み封筒、不用紙、ファイル、付箋紙等を再利用する（市機関相互の文書送付は、使用済み封筒を使用する）。 |
| | | 会議での封筒は原則、配布しない。 |
| | | 県への集約発送文書は、封筒の使用を自粛する。 |
| | | 電算結果は、磁気ディスクに保存する。 |
| | | 庁内LAN、電子メール、ホームページ等を活用し、ペーパーレス化を推進する。 |
| | | 計画書や報告書などの刊行物は、ホームページや記録媒体による情報提供を推進し、制作部数の削減、在庫管理の徹底を図る。 |
| 省エネルギー | 電力使用量の削減 | 節水型器具を導入し、節水を励行する。 |
| | | 食器洗浄や洗濯時などは、水を流したままにしない。 |
| | | バケツを利用するなど洗車方法を改善する。 |
| | | 流水擬音・感知式自動水洗など、節水有効機器の設置を促進する。 |
| | | 洗面、歯磨きをする時は、こまめに水を止める。 |
| | | 散水用水等には、雨水の利用を促進する。 |
| その他 | 物品 | 物品類を長期使用する。 |
| | | 事務用品・備品等を有効的に使用する。 |
| | 服装 | 省エネ対策の執務状況に対応した能率的な服装として、夏季期間のクールビズ、冬季期間のウォームビズを実施する。 |

■廃棄にあたっての配慮

| 取り組み区分 | | 取り組み内容 |
|---------------------------------|-----------------------------------|---|
| 廃棄 | 廃棄物の減量化 ・ 資源化 ・ リサイクル | 使い捨て製品、容器を使用した製品の購入は控える。 |
| | | ファイルの再使用に努める。 |
| | | シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄のみとする。 |
| | | コピー機、プリンターのトナーカートリッジについて、業者回収により再利用を図る。 |
| | | 事務用紙等の分別の徹底を図る。 |
| | | 廃棄物の処理及び資源化量を把握する。 |
| | | 古紙類やアルミ缶・スチール缶・びん・ペットボトルの分別回収・リサイクルを徹底する。 |
| 庁舎等の施設利用者に対して、ごみの発生抑制・分別を呼びかける。 | | |

■建築物の建築・管理等にあたっての配慮

| 取り組み区分 | | 取り組み内容 |
|-----------|--------------|-------------------------------|
| 設計・施行及び管理 | 設計・施行及び管理 | 水の有効利用設備の導入に努める。 |
| | | 雨水利用設備の導入に努める。 |
| | | 雨水地下浸透（透水性舗装など）に努める。 |
| | | 個別制御エアコンを導入する。 |
| | | トイレ流水擬音を導入する。 |
| | | 節水コマ*、シャワーヘッド、自動水洗等節水機器を導入する。 |
| | | 排水処理水の利用設備などの導入に努める。 |
| | | 再生資源を活用する。 |
| | | 廃棄物の発生抑制を図る。 |
| | | 解体物の再生利用化及びリサイクル化を検討する。 |
| | | 廃棄物の適正処理を徹底する。 |
| | | 施設管理者等への情報提供などの技術的支援を行う。 |
| | 緑化 | 緑化の適正な維持管理を行う。 |
| | 緑化を計画的に推進する。 | |

* 節水コマ

蛇口のコマの取替えだけで、水道蛇口から適量の水を流す効果がある。水道の蛇口からは、通常分間の使用で11～13ℓの水が流れるが節水コマを取り付けることにより、約6ℓの水が節約できる。

第5章 計画の進捗管理の仕組み

1 推進体制・点検体制

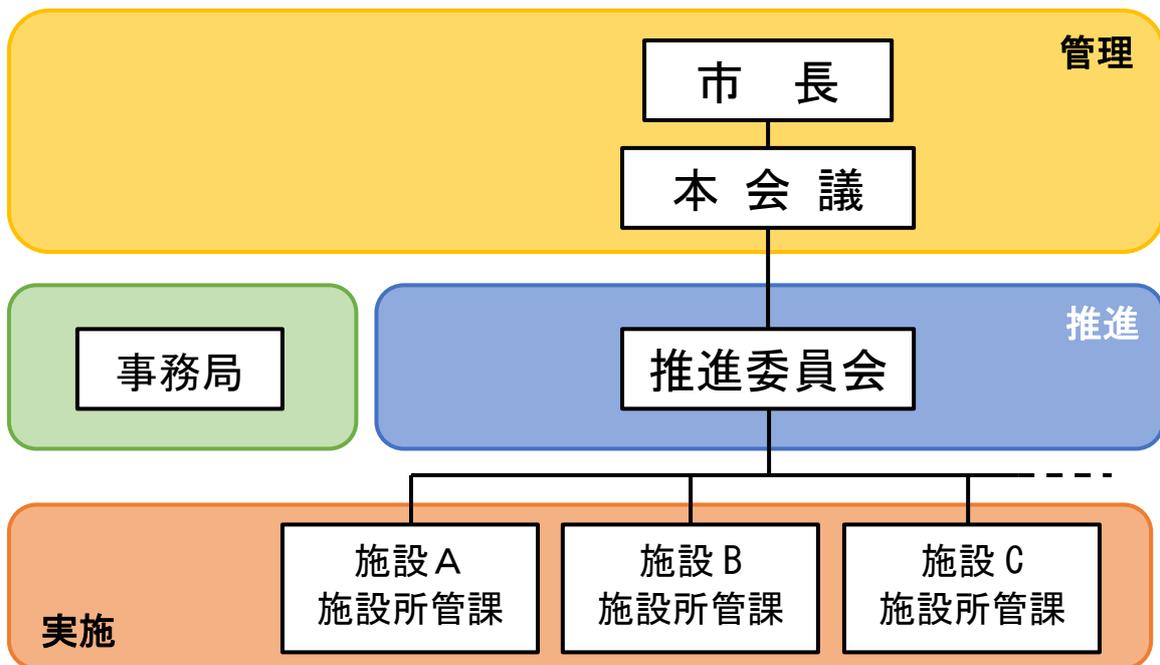
計画の推進にあたっては、「玉名市地球温暖化対策の推進に関する要綱」に基づき、全庁的に推進します。

なお、本市においては、計画期間が長期間に及ぶこと、及び継続的に改善する必要があることから実行推進体制と点検・評価体制として、玉名市地球温暖化対策会議（エコプロジェクト）を設置しています。

毎年度、取り組み状況や温室効果ガスの総排出量等を把握するための調査を全庁的に行い、取り組みの進捗状況を集計します。

※「玉名市地球温暖化対策の推進に関する要綱」は、別冊「玉名市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）資料集」p.5～7を参照。

■推進体制・点検体制



○本会議：計画の承認、実施状況評価、市長への報告

構成員：副市長、教育長、総務部長、企画経営部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業経済部長、建設部長、企業局長、議会事務局長、教育部長

○推進委員会：基礎的な調査の実施、取り組み・目標の検討、本会議への報告、各施設における地球温暖化対策の推進

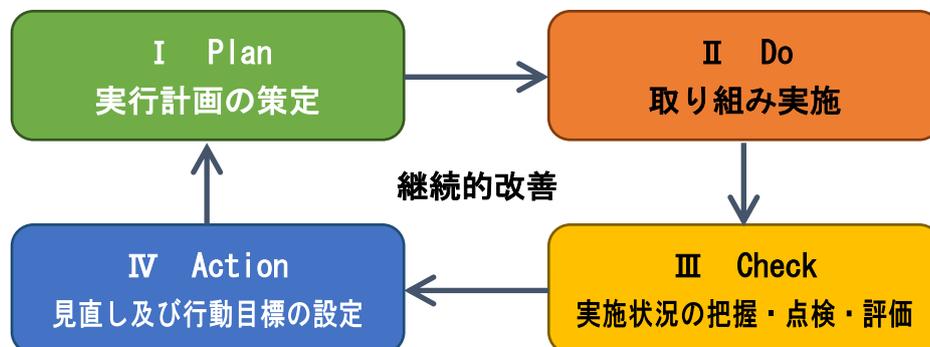
構成員：施設所管課長、各支所長（各市民生活課長）

○事務局：各会議の庶務、内容取りまとめ

構成員：市民生活部環境整備課、企画経営部管財課、建設部営繕課

2 進捗管理の仕組み

本計画の効果的、効率的な推進を図るために、カーボン・マネジメントシステムの考え方を取り入れた推進体制を構築し、計画の継続的な改善を目指します。



以下にPDCAサイクルの区分に沿った具体的なカーボン・マネジメントの作業内容を示します。

■具体的なカーボン・マネジメントシステムの作業内容

| PDCA サイクル区分 | 実施項目 | カーボン・マネジメント作業内容 |
|----------------------------|---|---|
| I Plan 実行計画の策定 | <ul style="list-style-type: none"> ○温室効果ガス排出削減目標の設定 ○年間活動計画の策定 ○活動の責任者・役割分担の明確化及び手順の作成 ○監視測定手順の作成 | ①実態調査 温室効果ガス総排出量の算定に係る活動量や『取り組み』の実施状況等の情報を毎年度把握する。情報を把握する方法は、担当者がシステムに入力する方法で行う。 その他、熱源更新やLED更新なども入力していくことで、施設の実質的な状況も把握する。 |
| II Do 取り組み実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○教育訓練の実施 ○年間活動計画及び手順に従い取り組みを実施 | ②総排出量の算定 システムの入力が済み次第、入力情報の確認を行い、集計する。その内容に基づいて温室効果ガスの排出量を施設ごとに算定する。総排出量の算定は事務局が行う。算定結果は、推進委員会へ報告する。 |
| III Check 実施状況の把握・点検・評価 | <ul style="list-style-type: none"> ○手順に従い実施状況を把握 ○実施状況の結果を点検・評価 | ③分析・評価 推進委員会は、事務局から報告された温室効果ガスの排出状況等について、評価を行う。評価は、当該年度と基準年度の総排出量を比較し、その差の要因（増減要因）を分析する方法で行う。 |
| IV Action 見直し及び行動目標の設定 | <ul style="list-style-type: none"> ○成果を市長へ報告 ○職員の意見の反映 | ④見直し 評価結果により見直しの必要性が認められた場合は、事務局で見直しを行う。 見直しの結果は、推進委員会で取りまとめ、本会議で報告し、次年度の取り組みの方針に反映する。 |
| 実施状況等の公表 | | ⑤公表 本計画の内容、実施状況、計画見直しに関する事項等は、市ホームページ等を通じて市民に公表する。 |
| その他 | | ⑥推進 地球温暖化対策としての取り組みをさらに啓発する必要がある場合は、事務局は研修会を開催する。 |

3 計画の点検・評価

(1) 点検・評価の方法

事務局は、施設所管課から報告された毎年度の温室効果ガスの排出状況等を取りまとめ、評価を行います。評価は、当該年度と基準年度の総排出量を比較し、その差の要因（増減要因）分析や研修等への取り組みの進捗で行います。

(2) 点検・評価の項目

点検項目は、事務局が施設所管課に対して「カーボン・マネジメントシステム（温室効果ガス排出量算定・集計）ツール」を活用し、定期に調査し、推進委員会に報告するものとします（詳細の「カーボン・マネジメントシステム（温室効果ガス排出量算定・集計）ツール」は、別冊「玉名市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）資料集」p.42～45を参照）。

| 調査内容 | 記入者 | 実施時期（案） |
|-------------------------------|------------------------|------------------|
| ステップ1： 入力・集計ブックの編集（新年度追加等） | 事務局 （編集はツール管理者が実施） | 4月頃 （1年に1回） |
| ステップ2： 施設毎にデータ・設備更新情報入力 | 施設所管課 （施設の入力担当者が実施） | 5～6月頃 （1年に1回） |
| ステップ3： 全体集計 | 事務局 （集計はツール管理者が実施） | 7～8月頃 （1年に1回） |

(3) 公表

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第10項において、地球温暖化対策実行計画に基づく措置の実施状況（温室効果ガスの総排出量を含む）については、公表が義務付けられています。そこで、本計画の進捗状況及び点検・評価の結果については、毎年度、ホームページや広報により公表します。

また、行政の取り組みを公表することで、市民や事業者等に対しても環境配慮行動を促すことを期待します。

1 対象とする組織及び施設

■対象組織及び施設

| 部 | 課・局・所・室 | 施設 |
|-------|----------------|---|
| 総務部 | 総務課 (0) | — |
| | 秘書課 (0) | — |
| | 財政課 (0) | — |
| | 人権啓発課 (1) | 玉名市立伊倉隣保館 |
| | 防災安全課 (1) | 消防施設 |
| 企画経営部 | 企画経営課 (1) | 肥後伊倉駅トイレ施設 |
| | 管財課 (6) | 玉名市民会館, 玉名市役所, 玉名市電算室, 岱明支所, 横島支所, 天水支所 |
| | 契約検査課 (0) | — |
| | 情報管理課 (0) | — |
| 市民生活部 | 市民課 (0) | — |
| | 税務課 (0) | — |
| | 環境整備課 (7) | 玉名市天水石けん加工施設, 水の守, 公衆便所, クリーンセンター, 旧塵焼却場, 玉名市横島墓地公苑, 塵芥処理場 |
| | 岱明市民生活課 (0) | — |
| | 横島市民生活課 (0) | — |
| | 天水市民生活課 (0) | — |
| 健康福祉部 | 総合福祉課 (2) | 玉名市福祉センター, 玉名市岱明コミュニティセンター |
| | くらしサポート課 (0) | — |
| | 高齢介護課 (4) | 〔玉名市静光園老人ホーム〕, 玉名市高齢者等就業支援センター, 玉名市天水老人憩の家, 園芸館 |
| | 保険年金課 (0) | — |
| | 保健予防課 (4) | 玉名市玉名保健センター, 玉名市岱明ふれあい健康センター, 玉名市横島総合保健福祉センター「ゆとりーむ」, 玉名市天水保健センター |
| | 子育て支援課 (11) | 玉名第1保育所, 伊倉保育所, 〔滑石保育所〕, 豊水保育所, 高道保育所, 大野保育所, 玉名市地域子育て支援センターくすの木, 〔睦合保育所〕, 玉名市伊倉児童センター, 学童クラブ (築山・玉名町小学童), 高瀬児童公園 |
| | 熊本地震被災者支援課 (0) | — |

※組織体制や施設は2016（平成28）年度時点のもの

※〔 〕の施設は2017（平成29）年度時点で民営化されているもの

■対象組織及び施設

| 部 | 課・局・所・室 | 施設 |
|-------|----------------|--|
| 産業経済部 | 農林水産政策課 (5) | 玉名市岱明磯の里, 玉名市農産物直売所郷〇市, 玉名市天水農村女性研修センター, 松原海水浴駐車場, 唐人川船着場 |
| | 農地整備課 (45) | 石貫3区恒久電灯, 石貫3区揚水ポンプ, 石貫2, 石貫4区受電設備, 石貫立坑, 西原受電設備電灯, 西原7, 西原10, 西原13, 福山1, 福山2, 福山3, 福山5, 福山6, 福山7, 福山8, 石尾1, 石尾2, 石尾4, 石尾5, 石尾6, 石尾7, 福山川受電設備, 福山中継, 福山揚水立坑, ふるさと農道, 1号排水樋門, 2号排水樋門, 糠峰用水ポンプ, 富尾用水ポンプ, 有明樋門, 天水樋方樋門, 天水唐人川樋門, 天水受免樋門, 天水小天排水機場, 上沖洲(制御用), 上沖洲(モーター), 鍋海岸行末樋門(制御用), 鍋海岸行末樋門(モーター), 共和樋門(電灯), 共和樋門, 天水港公園, 干拓メモリアル公園, 築地農村公園, 農村公園 |
| | 商工政策課 (2) | 玉名商工会館, 玉名市勤労青少年ホーム |
| | ふるさとセールス課 (10) | 玉名市大衆浴場, 観光ほっとプラザ「たまらら」, 玉名市ふるさとセンターY・BOX, 玉名市横島農産加工研修センター, 玉名市草枕温泉てんすい, 玉名市花の館, 玉名市草枕山荘, 玉名市草枕交流館, 前田家別邸, 永徳寺倉庫 |
| 建設部 | 建設課 (0) | — |
| | 建設管理課 (27) | 桃田運動公園, 蛇ヶ谷公園, 横枕児童公園, 梅林児童公園, 市民広場公園, 裏川水際緑地公園, 立願寺公園, 岱明中央公園, 古閑近隣公園, 立山健康広場公園, 山下公園, 扇崎公園, 外平山公園, 経塚公園, 石塘史跡公園敷地, 実山公園, 八久保公園, 尾田川公園, 街路, 公衆用道路, 街灯, 排水ポンプ, 港いこいパーク, 干拓トイレ公園, 滑石河川緑地, 新玉名駅前広場, 赤川排水機場 |
| | 営繕課 (10) | (ポンプ設備等) 陣内団地, 山田団地, 四本木団地, 栗崎団地, 住吉団地, ミッ川団地, 桜谷住宅, 新立石団地, 馬の水, 古閑住宅 |
| 会計管理者 | 会計課 (0) | — |

※組織体制や施設は2016(平成28)年度時点のもの

■対象組織及び施設

| 部 | 課・局・所・室 | 施設 |
|-----|------------------|---|
| 企業局 | 上下水道総務課 (137) | 岱明污水中継ポンプ場、大野下污水中継ポンプ場、雲雀丘マンホールポンプ場、西照寺マンホールポンプ場Ⅰ、西照寺マンホールポンプ場Ⅱ、睦合住宅マンホールポンプ場、三崎マンホールポンプ場、扇崎マンホールポンプ場Ⅰ、扇崎マンホールポンプ場Ⅱ、磯鍋マンホールポンプ場Ⅰ、磯鍋マンホールポンプ場Ⅱ、下沖洲マンホールポンプ場、中土マンホールポンプ場、野口マンホールポンプ場、長保マンホールポンプ場、上マンホールポンプ場Ⅰ、上マンホールポンプ場Ⅱ、中島マンホールポンプ場Ⅰ、中島マンホールポンプ場Ⅱ、南部マンホールポンプ場、山下マンホールポンプ場、下前原污水第1マンホールポンプ場、下前原污水第2マンホールポンプ場、築山污水第1マンホールポンプ場、築山污水第2マンホールポンプ場、築山污水第3マンホールポンプ場、築山污水第4マンホールポンプ場、山田污水第1マンホールポンプ場、山田污水第2マンホールポンプ場、山田污水第3マンホールポンプ場、山田污水第4マンホールポンプ場、高津原污水第1マンホールポンプ場、高津原污水樋門、立願寺污水第1マンホールポンプ場、立願寺污水中継ポンプ場、両迫間污水第2中継ポンプ場、両迫間污水第1マンホールポンプ場、両迫間污水第3マンホールポンプ場、島污水第1マンホールポンプ場、玉名污水第1マンホールポンプ場、玉名污水第2マンホールポンプ場、玉名污水第3マンホールポンプ場、玉名污水第4マンホールポンプ場、玉名污水第5マンホールポンプ場、第一保育所、その他マンホールポンプなど、玉名市終末処理場、横島処理場、横島真空ポンプ場、栗の尾処理場、大園真空ポンプ場、外平真空ポンプ場、梅野宅前マンホールポンプ、松永宅前マンホールポンプ、京泊処理場、石塘マンホールポンプ、九番処理場、大開処理場、竹野処理場、竹野中継ポンプ1号、竹野中継ポンプ2号、竹野中継ポンプ3号、尾田処理場、尾田中継マンホールポンプ1号、尾田中継マンホールポンプ2号、尾田中継マンホールポンプ3号、尾田中継マンホールポンプ4号、尾田中継マンホールポンプ5号、尾田中継マンホールポンプ6号、尾田中継マンホールポンプ7号、尾田川左岸処理場、尾田川左岸1号マンホールポンプ、尾田川左岸2号マンホールポンプ、尾田川左岸3号マンホールポンプ、尾田川左岸4号マンホールポンプ、尾田川左岸5号マンホールポンプ、尾田川左岸6号マンホールポンプ、尾田川左岸7号マンホールポンプ、尾田川左岸8号マンホールポンプ、尾田川左岸9号マンホールポンプ、尾田川左岸10号マンホールポンプ、尾田川左岸11号マンホールポンプ、尾田川左岸12号マンホールポンプ、尾田川左岸13号マンホールポンプ、尾田川左岸14号マンホールポンプ、尾田川左岸15号マンホールポンプ、尾田川左岸16号マンホールポンプ、玉名中央監視所、鍋ポンプ場、玉名配水池、石原加圧所、平野加圧ポンプ場、高津原ポンプ所、馬場加圧所、山口地区加圧所テレメータ、山口地区加圧所ポンプ、津留加圧ポンプ所、逆川加圧所、開田配水池、山下ポンプ場、中坂門田排水池、中坂門田給水ポンプ、中坂門田水源池、中坂門田ポンプ、中土ポンプ場、大倉ポンプ所、野口ポンプ場、田崎水源地、箱谷排水池、高道ポンプ場、八嘉配水池、一本松水源地、三ツ川配水池、西原加圧所、西原ポンプ、箱谷三ツ川、北横内水源地、北横内配水池、赤仁田中継ポンプ、出口加圧所、東地区配水池、東中継ポンプ、小天東水源地、八久保減圧槽、境谷減圧槽、小天水源地、大平加圧所、丸尾水源地、玉水ニュータウン、溝上水源地、向津留水源地、中土浄水場、岱明浄水場、出口ポンプ場、下有所貯水槽、天水中継ポンプ場、大平中継ポンプ |
| | 上下水道工務課 (0) | — |

※組織体制や施設は2016（平成28）年度時点のもの

■対象組織及び施設

| 部 | 課・局・所・室 | 施設 |
|-----------------|----------------|---|
| 教育委員会 事務局教育部 | 教育総務課 (30) | 玉名町小学校, 築山小学校, 滑石小学校, 大浜小学校, 豊水小学校, 横島小学校, 八嘉小学校, 伊倉小学校, 梅林小学校, 月瀬小学校, 玉名小学校, 石貫小学校, 三ッ川小学校, 小田小学校, 大野小学校, 睦合小学校, 鍋小学校, 高道小学校, 玉水小学校, 小天小学校, 小天東小学校, 玉名中学校, 玉南中学校, 玉陵中学校, 有明中学校, 岱明中学校, 天水中学校, 玉名中央学校給食センター, 岱明学校給食センター, 天水学校給食センター |
| | 生涯学習課 (10) | 玉名市桃田運動公園総合体育館, 玉名市武道館, 玉名市勤労者体育センター, 玉名市弓道場, 玉名市岱明B&G海洋センター, 玉名市横島体育館, 玉名市横島グラウンド, 玉名市天水体育館, 玉名市天水グラウンド, 玉名市天水相撲場 |
| | 文化課 (5) | 玉名市歴史博物館ころろピア, 古墳(玉名), 第3別館, 大坊古墳, 青木磨崖梵字群 |
| | コミュニティ推進課 (7) | 玉名市文化センター, 玉名市岱明町公民館, 玉名市岱明図書館, 玉名市横島町公民館, 玉名市横島図書館, 玉名市天水町公民館, ホタルの里 |
| 議会事務局 | 議会事務局 (0) | — |
| 監査委員事務局 | 監査委員事務局 (0) | — |
| 農業委員会事務局 | 農業委員会事務局 (0) | — |
| 選挙管理委員会事務局 | 選挙管理委員会事務局 (0) | — |

※組織体制や施設は2016(平成28)年度時点のもの

2 関連するマーク

- * 再生紙使用マーク（Rマーク） * 間伐材マーク * エコマーク * グリーンマーク



p. 29の注釈参照



p. 29の注釈参照



p. 29の注釈参照



p. 29の注釈参照

- * 省エネ性マーク



家電製品などで、国の定める省エネ基準について目標を達成したものは緑色、未達成のものは橙色で表示。
対象品：エアコン、電気冷蔵庫、テレビ、ガス調理機器など

- * PCグリーンラベル



循環型社会の形成を促進する意志を表明すると共に、業界共通の自主的指針（目標）を満たしたISO14020シリーズのタイプII環境ラベル（自己宣言型）

- * 低排出ガス車認定（平成17年排出基準）



自動車の排出ガス低減レベルを示すもの。
対象：自動車（乗用車・軽量貨物車、中量貨物車、軽貨物車、重量車）

- * 自動車の燃費性能



自動車の燃費性能に係る車体表示。
対象：乗用自動車及び貨物自動車

- * 国際エネルギースタープログラム



世界9カ国で実施されているオフィス機器の国際的省エネルギー制度。製品の稼働、スリープ・オフ時の消費電力などについて、省エネ性能の優れた上位25%の製品が適合となるように基準が設定され、この基準を満たす製品に表示。

